（商店街振興組合法施行規則の一部改正）

第十四条　商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第四十五条の三第二号の経済産業省令で定める者） **第五条の二**　法第四十五条の三第二号（法第七十八条において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により組合の役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則）

第十五条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十条第二号の経済産業省令で定める者） **第五条の二**　法第十条第二号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により代表者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

（クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則）

第十六条　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第六条第四号の経済産業省令で定める者） **第一条の二**　法第六条第四号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害によりクラスター弾等の所持を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

（情報処理の促進に関する法律施行規則）

第十七条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第八条第一号の経済産業省令で定める者） **第一条の二**　法第八条第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により情報処理安全確保支援士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］